

## 介護従事者である濃厚接触者の特例の条件(兵庫県)

●特例を適用する施設等は、次の区分1から6までの条件全てに該当すること。

区分	条件
1	<p>対象者の従事する施設等が、次の①～③に全て該当すること。</p> <p>① 次のいずれかの高齢者入所施設等であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所                 </div> <p>② 当該施設等が、感染者又は濃厚接触者である利用者が入所していること。</p> <p>③ 当該施設等が、外部からの応援職員の確保が困難なものであること。</p>
2	<p>対象者の業務が、他の介護従事者による代替が困難なものであること。</p>
3	<p>① 対象者が、ワクチンの<u>4回目</u>追加接種を接種済みであること。ただし、<u>3回目</u>接種から6か月以上経過していないこと等により未接種の場合は<u>3回目</u>接種済みであること。</p> <p>② 対象者が、上記①のワクチン接種後14日経過した後に感染者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。</p>
4	<p>① 対象者が、無症状であること。</p> <p>② 対象者が、毎日業務前に検査(※1)により陰性の確認(※2)を受けていること。</p> <p>※1 検査は、核酸検出検査又は抗原定量検査によること。ただし、これが困難な場合は、抗原定性検査キットによることも差し支えない。</p> <p>※2 陰性の確認は、感染者との接触など最終曝露日から<u>3日目</u>に陰性が確認されるまでの間行うこと。</p>
5	<p>対象者の従事する施設等の管理者が、対象者の業務従事を了解していること。</p>
6	<p>施設等の次の①～③を事業所として実施する体制について、感染者発生時の初動体制構築に関する指導(※3)において確認を受けていること。</p> <p>① 対象者が無症状であることなど健康状態を確認できる体制</p> <p>② 検体採取、結果判定、検査キットの確保など適正な検査が実施できる体制</p> <p>③ 防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理など施設内での感染拡大を防ぐための対策が実施できる体制</p> <p>※3 健康福祉事務所(保健所)によるもの、公益財団法人兵庫県看護協会から紹介を受け県が派遣する感染管理認定看護師等によるもの等をいう。</p>